

下野市補助金の見直しに係る基本方針

総務部財政課

平成 23 年 9 月 1 日策定

I はじめに

補助金の交付は、厳しい財政状況の中、その交付額は年々増加し、今後の健全な財政運営の大きな負担となり、補助金交付の見直しが求められています。

また、下野市行政改革実施計画においても、重要な行財政課題として「補助金の公正な見直し」が掲げられており、平成 20 年 3 月には、下野市各種団体等の補助金の交付に関する基準（平成 20 年 3 月 31 日告示第 75 号。以下「補助金交付基準」という。）を策定し、同年 4 月 1 日より施行されています。

しかしながら、基準に基づく大きな改革・見直しは実施されず、補助金の多くは継続的に交付されているのが現状で、早急な対応が必要となっています。

この度、財政基盤を長期的に安定させ、財政の健全性、弾力性を確保するために、長期財政計画を策定していますが、補助金の見直しは重要な取り組みの 1 つとなっており、実施に向けた取り組みをまとめたものです。

なお、今回の補助金の見直しは、今後の厳しい財政事情に備えるものですが、真の目的は、公益上の効果や団体の育成等を促進することにあります。

補助金の本来の目的を再確認することにより、単なる補助金交付事務ではなく、事業として取り組むべく職員それぞれの意識改革を目指すものでもあります。

II 見直しの基本的考え方

補助金交付基準に基づき見直しを行うものであり、交付基準として規定する「基本的事項」及び「個別的事項」を見直しの基本とします。

1. 基本的事項

- (1) 補助金の交付が、客観的にみて公益上必要であり、かつ、以下の項目のいずれかを満たすこと。
 - ① 事業、活動の目的及び内容等が社会、経済情勢に合致していること。
 - ② 市民の福祉の向上及び利益の増進に、効果が認められること。
 - ③ 補助対象とする事業が、市総合計画の又は各種計画の施策体系上に位置づけられていること。
- (2) 補助金の交付に対して費用対効果が認められること。
- (3) 支出の根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。
- (4) 会計処理及び使途が適切になされていること。
- (5) 多額の決算余剰金、積立金を有していないこと。

2. 個別的事項

(1) 事業目的との適合性、合理的効果の確認

- ・補助対象事業費に目的以外の経費は認めない。
 - ・交際費、慶弔費、飲食費は認めない。
 - ・懇親会及び不要な研修旅行は認めない。
- ただし、研修が補助金の目的の場合は例外とする。

(2) 補助率の確認

- ・原則として、対象経費の3分の1以内とする。
- ただし、政策上必要な場合は2分の1を上限とする。

(3) 交付期間の確認

平成20年度を基準とし、すべて3年をもって、その終期を含めて見直しをする事になっています。平成21年度、22年度、23年度をもって3年が経過するため、23年度中に見直しを行い、24年度予算編成に反映させます。

III 見直しの基本方針

見直しの基本的な考え方の他、次のとおり、それぞれの項目について見直し方針を定め、平成23年度（平成24年度予算編成前）において見直しを行うものとします。

見直しの手法としては、これまでの予算要求時における「補助金等要求調書」とは別に毎年「補助金見直し確認調書」（別紙）を予算編成前に作成して行います。

なお、補助金の見直しに際しては、それぞれの補助金の状況に応じて次のとおり類型化することにより、それぞれの補助金の実情に応じた類型別見直し方針を定め、実施することとします。

1. 対象とする補助金

平成23年度当初予算に計上されている全ての事業を対象とします。

167事業 4億5,616万5千円

2. 補助金の類型化

(1) 補助性質による分類

- ①【運営費補助】 主に、補助団体の体制強化のため、運営費として補助金を交付しているもの。
- ②【事業費補助】 主に個人又は団体が、特定の事業実施に際し補助金を交付又は物品等の購入費等の一部を助成するもの。
- ③【委託的補助】 主に特定の団体に、特定の事業の実施・開催を依頼して、その経費として補助金を交付しているもの。
- ④【その他補助金】 国県補助の交付に伴い、市の補助負担が義務付けられているもの及び法令等の規定により市の負担が義務付けられているもの。または、①から③に該当しない特別な事情による必要性が認められているもの。

(2) 対象による分類

- ①【特定の団体】 特定の事業目的に対し、補助金の交付を受けている団体。
- ②【特定の個人】 補助金の目的にあった事業を実施又は物品等の購入を行なう個人。
- ③【その他】 国県補助を受け事業を実施する団体及び法令等の規定により事業を実施する団体又は①、②に該当しない特な別事情により必要性が認められる団体及び個人。

3. 共通見直し方針

(1) 補助金の支出状況の確認

これまでの「補助金等要求調書」と合わせ、「補助金見直し確認調書」により、事業効果を検証し、補助金の効果と継続の必要性を検証します。

また、目的外支出、不適切な支出及び多額な繰越金を有する団体については、交付額の見直しを行います。

(2) 交付額及び補助率の確認

「補助金見直し確認調書」により、補助金交付額と補助率を確認します。なお、補助率は3分の1以内を原則とし、政策上必要な場合は2分の1を上限とします。ただし、補助率を定めて交付することが、その性格上なじまない補助金については、例外とします。

また、補助金の公益性や効果が見られないものについては、交付額の削減や事業の廃止を検討し、見直しを行います。

併せて、類似事業又は類似団体に対する補助金額について、均衡性が図られているかなどを確認しながら適正な交付額への見直しを行います。

(3) 交付期間の見直し（設定）

同一団体への補助金の交付期間は、「平成20年度を基準とし、すべて3年をもって、その終期を含め見直しする」事になっています。

全ての補助金をゼロベースで見直し、平成23年度において「補助金見直し確認調書」により終期を含めて見直しを行いません。

現時点で、終期の未設定補助金については、国県等の制度による上乗せ補助金等特殊な事情のある場合を除き、原則、交付期間を3年に設定します。

特に、運営費補助については、団体の体勢強化が目的であり、3年の設定に合わせて交付団体の育成に努めて行きます。

4. 類型別見直し方針

(1) 【運営費補助】

①団体育成のための取り組み内容の確認

団体の運営費補助の目的は、交付団体の体制強化を図るためであるが、自立した団体に育成するため、どのような対策、指導を実施しているか検証し、必要な見直しを行います。

②団体育成による公益上の効果の確認

補助金交付による団体育成の結果、公益上どのような効果が生み出されているか確認し、必要な見直しを行います。

(2)【事業費補助】

①個人に対する奨励的補助の条件確認

国県等の制度による上乗せ補助以外の補助金で、市が独自に行う奨励的補助金について、事業の必要性、交付条件を検証し、必要な見直しを行います。

②時代の潮流に伴う対応

時代の潮流に伴い新たに新設された補助金について、その必要性はその後の社会情勢等により必要性は継続されているか、補助金額についても適正と言えるかなど、合わせて検証（廃止を含めて）し、必要な見直しを行います。

(3)【委託的補助】

①事業継続の再確認

団体が実施する事業内容が真に必要な事業なのか。単なる慣習として実施されているのもでないか検証し、必要な見直しを行います。

②補助金算出根拠の確認

事業費についても確認をせず既得権として設定され、毎年、見直しも行われなまま交付されていないか検証し、必要な見直しを行います。

③委託事業への組み換え

事業内容、事業費を精査して、委託契約が可能な事業については、委託契約への切り替えを図ります。また、事業費の精算制交付を進め、経費の削減を図ります。

(4)【その他補助金】

①国県制度との整合性の確認

制度以上の補助金の交付はないか。制度（基準）の改正等が行われているにもかかわらず、旧制度（基準）のまま、上乗せして交付をしていないか確認し、必要な見直しを行います。

②その他必要性等の検証

全ての補助金について、公益性の効果や特別な事情による必要性があるか、交付額は適正か検証し、必要な見直しを行います。

IV 新規補助金の考え方

「Ⅲ 見直し基本方針」と同様に、新規要望時に「補助金見直し確認調書」により終期の設定を行い、毎年、同調書により補助金の効果と支出状況等を確認します。

《事業創設時の注意事項》

- ・ 国県制度等によるものについては、制度を十分に確認して整合性を図ること。
- ・ 運営費補助については、交付期間3年間における団体育成計画を作成し、当該団体に十分な説明を行うこと。
また、交付金額についても十分な積算を行い決定すること。
- ・ 個人への事業助成的補助金については、他市町の状況等も十分に確認して、下野市において真に必要な制度なのか、適正な額なのか、交付条件等も含めて事業化する。
- ・ 新規事業の創設により、その実施を特定の団体と連携により実施するため、補助金を交付する場合は、事業の必要性、実施方法を十分に協議して行うこと。また、事業費を精査して補助事業ではなく委託事業としての実施も検討すること。